

十和田市選挙管理委員会事務局障がい者活躍推進計画

1 機関名	十和田市選挙管理委員会事務局
2 任命権者	十和田市選挙管理委員会委員長
3 計画期間	令和7年度～令和11年度（5か年） ※計画期間中に改正の必要が生じた場合には、見直しを行う。
4 十和田市選挙管理委員会事務局における障がい者雇用に関する課題	十和田市選挙管理委員会事務局は令和7年6月現在で職員総数2名の小規模な機関であり、十和田市より職員が出向されるため、これまで障がい者に限定した募集・採用は行っていない。 これまで大きな問題を生じたこともなく、組織的な体制整備は行っていない状況である。
5 目標	(1) 採用に関する目標 職員については、市からの出向者のみであり、採用等は行っていないため目標の設定はできない。 (2) 定着に関する目標 なし
6 障がい者の活躍を推進する体制の整備	(1) 障がい者雇用推進者として、十和田市選挙管理委員会事務局長を選任する。 (2) 障がい者職業生活相談員の選任義務に関わらず、障がい者である職員が在籍した場合には、市総務課に設置している障がい者職業生活相談員を紹介する旨周知する。
7 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	(1) 人事評価制度における目標設定及び面談を通じて、個別の障がい者に適した職務の把握を行い、本人の意向も踏まえた新たな職務の創出に努める。 (2) 新規採用職員及び部署異動職員に対しては、障がい者の特性・能力を把握して新たな職務に速やかに対応できるようにするとともに、障がい者の職務内容について所属する部署において共有することで、障がい者である職員の支援を行う。
8 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	個々の障がい者の要望を踏まえ、環境整備を検討する。 新規に採用した障がい者については、定期的に面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
9 その他	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づき、障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。

※本計画では、「障害」の「害」の字が持つマイナスのイメージから不快感を持つ方々へ配慮するとともに、障害のある人もない人も共に生きる社会の実現を目指す観点から、法律や固有名詞として使用する場合を除いて、ひらがなで表記しています。